第

1783

号

REÂDAS U-ダァスクラブ

1994年1月6日創刊·毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2001年)平成13年 4月 12日 木曜日

24行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

4 給料から控除されるもの

Q:私は、この春から社会人になりました。 初めての給料を楽しみにしているのですが、 控除されるものがたくさんあり、手取額はか なり少なくなると聞きました。

いったい、給料からは何が控除されるのでしょうか。

A:税金や社会保険料、組合費、積立金などが控除されます。

【解説】

給与明細書は通常「総支給額-各種控除額 =差引支給額(手取額)」となっています。

給与は「全額払いの原則」により、全額を 社員に支払わなくてはなりませんが、法律で 控除することができる「法定控除」と、労使 協定で控除する「協定控除」は全額払いの原 則の例外として認められています。

法定控除には、社会保険料(健康保険料、 厚生年金保険料、雇用保険料、介護保険料) と、税金(所得税、住民税)があります。

法定控除以外にも、会社によっては組合費や旅行会費を控除していますが、これらは会社が勝手に給与から控除することはできません。社員の過半数で組織する労働組合又は表する者と使用者が書面で協定を結んのでするものです。とがありた控除することができます。労働組合教を作会の旅行会費、社内預金や財形貯蓄積立金、持株積立金などがあります。







